

田山花袋『生』

——〈老いゆく／病みゆく身体〉の生成と排除——

倉田 容子

This paper aims to consider the image of women's aging / declining body through the study of Tayama Katai's *Sei* (1908). It will inquire as to how this image originated, and how it came to be excluded from the concept of modern family.

Sei has been presented in the genealogy of naturalism literature as an experimental work in the current of '*Heimen-byosha*' which is Katai's original theory. On the other hand, it has been interpreted as a work representing the process of reorganization of the family image during the conversion period near the turn of the 20th century. Reconsidering such researches, I examine the controversial topic of women's aging which appears as a nodal point in the history of expression and image of the family; in this novel, the representation of the aged women's body image as a patient.

First, I reexamine the aged mother's transition inside her family from the viewpoint of the contemporary legal discourse, and then clarify the connection with its representation in this novel. Finally I prove the paradigm shift regarding 'aging' as prescribed by imperialism.

キーワード：ジェンダー、エイジング、近代家族、孝、ナショナリズム

はじめに

本稿は、田山花袋『生』（『読売新聞』一九〇八・四・一三～七・一九）における老母の病と死をめぐる語りにおいて、近代家族のなかのマージナルな領域としての〈老いゆく／病みゆく身体〉が生成され、同時に排除されていく現場を見定めようとするものである。

周知のように『生』は、物語論のレベルにおいては「平面描写」論の実験場として自然主義文学の表現史に位置づけられ、物語内容のレベルにおいては一九世紀から二〇世紀への転換期における家族像再編のプロセスを表象した作品群の一つと目されている。一九七〇年代頃までの研究史においては、花袋その人とされる銚之助の述懐を「認識者の「傍観的態度」を裏切る生得の道徳家の言葉」（猪野 1965, p.80）とする猪野謙二の言に代表されるように、封建的家族制度に対する批評眼の甘さを批判的に捉える見方が支配的であった。だが近年では、自然主義の「認識者」としてのまなざしそれ自体が歴史的構築物であることが明らかにされ¹、また、家族をめぐる同時代的な動向のなかに『生』を再配置する読みが提出されるなど（平岡 1985、山田有策 1987、五島 2000）、表現史・家族史双方の観点からテクス

トの歴史的位相が再検討されている。

このような研究史を踏まえた上で問題としたいのは、従来言及されなかった老母の身体性の問題である。ここでは、上述のような表現史と家族史の結節点としてテクストに立ち現れた女性のエイジングをめぐる問題系、すなわち被介護者としての高齢女性の身体の表象について考察する。具体的にはそれは、「孝」をめぐる法的ディスクールとの連関性と、より個別的な〈老いゆく／病みゆく身体〉へのまなざしの構築という、二つの方向性を持つものである。

本稿では、主な作品内時間とされる一八九九（明治三二）年前後²の時代状況に鑑み、家族における老母の位相を民法上の扶養権利義務という観点から捉えなおした上で、そのことが物語説のレベルにおいて老母の身体性をどのように規定しているのかを考察する。さらに、老母の病と死をめぐる語りにおいて同時に導き出された〈若さ〉という対立項に着目することで、テクストにおける〈老い〉とナショナリズムのパラダイムを明らかにする。これらの作業を通じて最終的には、作品内時間と執筆時の時差の問題を再検討したい。

1. 老親扶養をめぐる法的ディスクール

次の引用文は、よく知られている『生』連載前の予告文の一節である。

著者曰ふ「人生の生生した或一片を捉へ来つて、従来不道徳として賤しめられ、醜として捨てられたる境に、ある眞実の正しい閃光を見たいといふのが希望です。舞台は中流社会、人物は親と其子等、事件は家庭の衝突と死。出来るならば自然力の圧迫の烈しさをも其中に顕したいと思ふ。」

（「新しき載せ物の予告」『読売新聞』一九〇八・三・二六。圈点引用者、以下同じ）

しかし、『生』において、具体的には何が「不道徳」なのだろうか。研究史において老母は、「家長」の「代位」（猪野 1985、p.228）、「一家の主権者」（榎本 1965、p.85）、「家刀自」（山田有策 1987、p.35）、あるいは「封建的な家の重圧」（片岡 1979、p.183）などと言われ、前近代的な家族制度の内情を明るみに出したことにテクストのラディカルな意義が見出されてきた。しかし、このような関係性の揺らぎを捨象したア・プリオリな家族像の把握の仕方こそが、問題の所在を曖昧化してきたように思われる。

たしかに老母は、かつては長男の最初の妻を「酷め殺し」（一一、p.78）、二番目の妻も自らの采配で「実家に戻し」（二、p.15）たと語られているように、他の家族構成員に対して家長のごとき権限を振るっていたと思われる。しかし物語の現在時である〈いま・ここ〉においては、既に家長あるいはその代位と称されるべき実権者ではない。全三十九章中、早くも第三章において「十一月頃から、老母は兎角気分がすぐれなかつたが、年を越すと段々容体が悪くなつて、医師の口振では不治の病であるらしい」（p.18）という事実が明かされ、つづく第四章では、媒酌人である隣家の細君の「なあに長くつて半年の辛抱ですよ。もうお医者様も見放して居るんだ相ですから、お桂さん（長男の三人目の妻—引用者注）は運が向いて来たんですよ」（p.28）という言葉が語られる。このことと連動して、老母を指す呼称として繰り返し登場するのは「病人」という言葉であり、全編で計七四回も用いられている³。これは「母親」（一〇三回）に次いで多く、「母様」（六七回）や「老母」（四一回）などよりも頻出している。したがって当然、他の家族構成員との関係性は主に「病人」と「看護する者」として語られており、

老母が「家の重圧」であるとすれば、それは彼女が「主権者」であるからではなく、家族内で扶養・看護すべき「病人」であるからではないかと思われるのだ。

この点について、田中保隆は「経済的実権はすでに長男の手に移り、老母の唯一の拠りどころは、結局「孔子様の教」という言葉で現わされている倫理だけだつた」(田中 1959、p.63)と述べ⁴、また岩永胖は「母親は経済的にも、社会的にもまったく無力化した病人に過ぎないので、長兄はその意をを迎え、その命に従わざるを得ない。そのための自己犠牲が強いられている。／それは社会的にその職業に通じ、観念的に「孝」によって支配されているからである」(岩永 1972、p.30)と指摘している。しかし、老母と他の家族構成員、とくに長男鏡との関係性を規定しているのは、「倫理」や「観念」といった個人の規範レベルに留まる問題ではない。ここで、『生』の作品内時間における老親の私的扶養をめぐる法的ディスクールに注目したい。

家族制度見直しの機運が起きたのは、文学という言説空間のみではない。『生』の作品内時間は一八九九（明治三二）年前後と目されているが、この頃はちょうど旧民法の施行をめぐって一八八九（明治二二）年から一八九二（明治二五）年まで続いた民法典論争が延期派の勝利という形で終結し、その後新設された法典調査会で起草された新民法草案（明治民法）が公布・施行された時期にあたる。穂積八束の「民法出デテ忠孝亡ブ」でよく知られているように民法典論争の争点の一つは民法と旧道徳との矛盾にあったが、人事編における扶養権利義務についても同様の議論が交わされた⁵。旧民法では、親族の扶養義務を「直系ノ親族ハ相互ニ養料ヲ給スル義務ヲ負担ス」（二六条）とし、戸主の家族に対する扶養責任については「養育及ヒ普通教育ノ費用ヲ負担ス」（二四四条）との規定が置かれていた（『明治文化資料叢書第三卷 法律篇 下』pp.252-314）。これに対して、たとえば『法学新法』第一四号（一八九二・五）の社説「法典実施延期意見」には次の反対論が載せられた⁶。

又養料ノ義務ニ付キ人事編第二十六條及び第二十七條ノ如キ規定ヲ法律ニ置クトキハ數多ノ弊害ヲ生ジ、而シテ此等ノ弊害タルタビ釀生シタルトキハ容易ニ復旧ヲ得ザルモノナリ。設例ヘバ養料ヲ受クル権利アル者ヲシテ怠惰ニ陥ラシメ養料ノ給付ニ付キ親子兄弟等屢法廷ニ相争フニ至リ、親族間ノ德義ハ漸ク廃頽シ、本邦從来親族ニ成立スル美風ハ全ク地ヲ払フニ至ルベシ。

「養料ノ義務」の法定化それ自体が「親族間ノ徳義」の廃頽に繋がるとして、撤廃を求める意見である。これに対して断行派は、「若シ風俗既ニ廃頽セリトセバ法律ニ明文ナケレバ親子間ニモ尚ホ且ツ養料ヲ給セザルモノアルニ至ラン」⁷と反論している。

後に『生』が連載される『読売新聞』は、論争も含めて、民法編纂の経過を逐一報道した。たとえば法典論争が最も過熱した一八九二（明治二五）年⁸の五月二三日の「付録」には、「法典実施、断行延期の齧ハ今や法学社会に大波瀾を捲き停会以後の貴族院へハ某議員緊急動議として延期の意見を提出すべしと云ふ去れバ此の問題に付議会に龍戰虎闘を見るも亦近日の内にあらん歟此際両派の意見と公平に対照するハ読者参考の一助と信ずるが故に本日の附録ハ此問題の為めに全部を割愛することとせり」という前書きを付して、両派の意見書を転載している。また同年五月二九日には「法典問題に付き法学者の色分け」が掲載されるなど、法典論争への注目度の高さがうかがえる。

こうした論争を経て一八九八（明治三一）年六月に公布、翌年七月に施行された新民法（明治民法）の親族編⁹第八章には、「扶養ノ義務」の章が設けられ、扶養義務者及び権利者の順位が以下のように定

められた。要扶養者に対して扶養義務を負う者が数人ある場合の扶養義務者の順位は、①配偶者、②直系卑属、③直系尊属、④戸主、⑤夫婦ノ一方ト他ノ一方ノ直系尊属ニシテ其家ニ在ル者、⑥兄弟姉妹の順（第九五五条）。逆に扶養権利者の順位は、①直系尊属、②直系卑属、③配偶者、④夫婦ノ一方ト他ノ一方ノ直系尊属ニシテ其家ニ在ル者、⑤兄弟姉妹、⑥上記以外の家族というものであった（第九五七条）。『生』の老母の配偶者は既に他界しているため、最も扶養義務の順位の高い長男鎧が老母を扶養することは、『生』執筆時には勿論のこと、その作品内時間においても既に法制化された義務であったか、少なくとも法制化の動きがあることはある程度周知であったと考えられる。没落士族の吉田家は「貧しい家庭」（四、p.30）ではあるものの、小説家を志す銘之助はもとより、下級官吏の鎧も「此の頃新聞でよう使ふモダン（modern）といふ字は何ういふ意味だらうなどと銘之助に聞いた」（九、p.67）とあるように、新聞を読み、新時代の思想を受容するに十分なリテラシーの持主である。学界のみならず世論をわかせたこの一大論争の存在も認識していたと考える方が自然であろう。

小野義美によれば、明治前期において戸主が「家」の構成員の扶養を担うことは慣習的に行なわれていたが、「扶養者と被扶養者の共同生活関係を基礎とした事実的問題として、あるいは両者間の道徳的問題として処理されることが大部分で、それが法的問題として現われることは殆どない」という（小野 1978、p.25）。それを法制化した理由について、白石玲子は次のように指摘する。

脆弱な後発資本主義たる日本資本主義の発展にとって、扶養共同体としての「家」は、安い豊富な労働力を供給し、また不況など資本の都合によりそれが不要になった時には吸収して、貧弱な公的扶養制度の肩代わりをするなど、その果たすべき役割は大きかった。この点からみて、「家」制度の再編・強化は日本資本主義の発展のために、必要であった。そのイデオロギー的再編・強化として強調されたのは新たなる「孝」の原理であり、それが扶養権利義務の順位に現れた。（白石 1980、pp.212-213）

このような文脈を踏まえれば、『生』の老母の鎧に対する次のような言葉も、「封建的な家の重圧」という従来の解釈とは違った意味を帯びはじめる。

誰に大きくして貰つた。此母親の為めに人並に育て上げられたのではないか。（略）それなのに嫁の愛に溺れて、母親を粗末にするとは、男にも似合はぬ意気地なし、何の為めに學問をした。

『孔子様の教にはさう書いてあるか』とよく罵倒した。（十一、p.78）

「孔子様の教」に象徴される「孝」の観念は、おそらく老母の主觀においては文字どおりの儒教道徳であるが、同時に、民法編纂の過程で幾度も議論の俎上に載せられた一八九〇年代におけるアクチュアルなテーマの一つでもあった。それは「観念」や「倫理」といった因習的な規範であるだけでなく、近代国家体制の基盤とすべく再編成された法的規範としての意味を、既に内包していたのである。

すなわち『生』というテクストが「不道徳」であるのは、封建的な家族制度の内情を明るみに出したというよりもむしろ、一九世紀末に再編成された老親扶養の支柱としての「孝」の原理が、個々の家族構成員の心情とは必ずしも一致しないイデオロギーであることを看破した点にある。「孝」を強要する老母と、困窮する長男、それを傍観する次男・三男という構図は、扶養権利義務の明文化が「親族間

ノ徳義」を廢頬させるという旧民法施行延期派の主張を忠実にシミュレーションしているように見える。さらに、この「不道徳」さは、物語が「たゞ見たまゝ聴いたまゝ触れたまゝ」の現象（花袋 1908、p.32）であると宣言する花袋自身のパフォーマンスによって補完される。換言すればそれは老親扶養をめぐる新たなる「真実」の創造であった。家族制度の再編と、「人生の生生した或一片」の背後に隠された「真実」を穿つことに価値を置く自然主義文学の興隆という、二つの同時代的な潮流が『生』において合流し、この「真実」を生み出したのだと言えよう。

2. 〈老いゆく／病みゆく身体〉

「孝」の観念の形骸化とその奥にある「真実」を穿つディスクールは、老親を象徴的な「家長」の座から引きずりおろし、生身の肉体を持った被扶養者、すなわち家族内の弱者として再配置するまなざしを生む。『生』においてそれは、老母の〈老いゆく／病みゆく身体〉の発見、そして放逐という形で表象されている。

老母をめぐる語りをプロットに沿って確認していこう。第一章で植木職人たちの会話によって吉田家の家族構成や長男が近々結婚することなどが手際よく紹介された後、第二章では吉田家が牛込に移り住んだ当時の様子が語られる。老母は次のように語られている。

士族が禄を失った維新前後の浮世の大波を被ぎながら、早くから夫に別れて難かしい舅姑の世話、多い子供等の教育、忍耐に忍耐した不満の情は今に及んで、一種険しい荒涼たる性格を形づくつた。
(p. 9)

さらに次男銃之助については「憂鬱な我儘な正直な臆病な性質を渠は最も多く其母親の血から承け継いで居たのだ」（二、p.11）とあり、老母の「性格」は環境と遺伝によるものとするゾライズム的な解釈が語られる。

ところが、それから四年が経過して物語の現在時に近づいた第三章以降、老母をめぐる語りには変化が見える。第三章で「不治の病」であることが明かされた後、鎧の結婚式の様子が語られる第四章では、「病みについてから体は愈々痩せ、顔は暗い一種の影を帯びて、険しい表情は更に一層際立つて見える」（p.24）、「無造作に束ねた白髪頭、痩せた皺だらけの蒼白い顔、四辺には蒲団やら搔巻やら寝巻襦袢やらが混雑と散らばつて居る」（p.28）というように、「性格」よりも、病に蝕まれた「体」や「蒼白い顔」が前景化されはじめる。銃之助はその後も、「母親のは確かに自から呪ひ自から傷けた結果の病気である」（五、p.44）として「性格」という解釈コードを保持し続けるが、これを裏切るかのように、第十章の語りは「病気」と「性格」の連関性がそれほど単純な因果論では片づけられないことを明らかにする。

六月の晴れがましい日の光、物は皆生々として、夏の烈しい生育の気はそれとなく人の頭を厭迫した。病める者のかよわい衰へた体は、殊に其強烈なる厭迫に堪へ兼ねたといふ風で、痩せ果てた蒼白い顔が際立つて滅び行くものゝ哀れさを語つた。

脇腹の痛を覚える時には、言ふに言はれぬ侘しさと苦しさを感じる。気が滅入つて了つて、猶且

つ頭脳が苛々する。何うしたら好いだらうといふやうな絶望的の憂苦が漲つて、思はず一種の戦慄が出る。(p.68)

ここでは、「血」や「性格」とは無関係の「脇腹の痛」というフィジカルな問題が、その「頭脳」を蝕んでいく様が詳細に語られている。『生』以前の作品に〈老いゆく／病みゆく身体〉を探せば、たとえば「^{りうまちす}僕麻質斯」を患う『不如帰』(『国民新聞』一八九八・一一・二九～一八九九・五・二四)の武男の老母が代表的なものとして挙げられるが、そこでは「膝立て直さんとして、持病の僕麻質斯の痛所に触れけむ、「あいたゝゝゝ」顔を齧めて癪癩まぎれに煙草盆の縁手荒に打ちたゝき、「松、松松」と消魂しく小間使を呼び立つる」¹⁰などのように、身体描写はごく短いものにとどまっている。表情や顔色、皺、白髪頭、搔巻や寝巻襦袢といった衣類、さらには脇腹の痛みが癪癩に転じる様子まで詳述する『生』の老母の身体をめぐる記述は、まず何よりもミメーシス性の高さという点において従来の老女像とは一線を画すものであった。

第十章を詳しく見ていく。この章は主に八畳の客間で床に就いている老母の思考や心理を記述したものだが、身体の痛みによる「頭脳」の混乱という物語内容と連動して、文体もまた混乱を孕んだものとなっている。右の引用文のあと、老母は「何うしてこんな病気に罹つたか」(p.69)と記憶を辿りはじめる。すると、「遠近の無い銅版画」(p.70)の如く過去と現在が去來するが、この追憶の語りは「チクくと痛い腹の現実」(p.70)によって中断される。ここで突然、これまで老母の内面を語っていた語りはその「封建時代」(p.71)の遺風を残す気質を相対化し、時代錯誤を批判的に語る。次に語りは再び転調し、老母の三男秀雄への思いを語るが、これも腹の痛みによって中断される。そして隣の細君と長話をするお桂への憤りから長男の先妻へと思考が飛び、次のように続く。

英男が四歳ぐらゐの時、焦飯が非常に好きであつた。ある時、銚之助が戯談に、『亡くなつた嫂様は焦飯ばかり食はせられたから、英男も好きなんだ!』と言つた。と、老母はえらく怒つて馬鹿を言ふナと叱つた。一腹はチクくと針で刺すやうに痛い。

神経は益々昂まる。頭脳が何のことなしに動搖する。いつもの府を押へに押へて居るが、容易にそれが押へ切れない。追憶、苦痛、苛責、絶望、—— (p.73)

追憶の語りは、接続詞や改行を介することなく、唐突に身体の痛みについての語りへと移行し、説明的であった物語言説は「追憶、苦痛、苛責、絶望」という単語の羅列へとなだれ込む。この後、下女のお鐵とお桂が登場し、文体も通常の三人称に戻る¹¹。さらに腹の痛みが静まった頃にお梅が帰ってくると、「老母は銚之助の妻の若々しい扮装と生々した若い血色とを好ましさうに嬉しさうに見て居た」(p.74)と語られ、未だ見ぬ秀雄の嫁へと老母が思いを馳せるところで第十章は終わっている。このように身体の痛みは、単に老母の「頭脳」を混乱させるだけでなく、語りを中断し、文体に質的変化をもたらし、文脈の異なる物語を呼び込む契機ともなっている。

老母の身体に端を発す混乱は、「母親の病気が思はしくないので、家の中の空気が何処となく陰氣で、重苦しく、気が懊惱する」(十六、p.102)といった現象や、お米とお桂の衝突など、吉田家を侵食していく。しかし秀雄が弘前の士官学校から帰省する第二十一章において、物語には回復の兆しが見えはじめる。秀雄は、東京へ向かう汽車のなかで既に、「若い者は若い者の道を進まなければならぬ」(p.143)

として老母の死に思いを馳せていた。さらに老母と再会した後、兄弟の前で「何うせ死ぬんなら、早く死んだ方が好い」(二十七、p.170)と口に出す。士官候補生の頃から彼の「快活なる軍隊生活、勇ましい練兵と術科、家庭の小さい紛糾などは何うでも好いと謂つた風な物語」(二、p.10)は「淋しい暗い家庭に、一週一度の此光明」(二、p.10)として皆に待ち望まれていたが、物語の現在時において彼の語りは、撓乱的な老母の身体を「若い者」たちから切り離し、死という「光明」を示唆するものとして立ち現われている¹²。

第二十一章以降、老母をめぐる語りは死という一方向に向かって収斂していく。

一家の人々も長い看護に全く疲れ果てゝ了つた。(略) ことに世話の難かしい機嫌の変り易い病人なので、それが各自の心やら境遇やらから起つて来る紛糾と一緒にになって、何うせ生命の無いものならば……といふ気に時々なる。(二十三、p.149)

老母の死は明確に「光明」としての意味を持ちはじめ、その身体は次のように描写される。「蒲団は成たけ清潔にして、敷布は絶えず洗濯するやうにして置くが、死に近い病人には、床摺れの靡欄や長い間の汚れた皮膚の悪い臭気がそことなく纏はつて、吐く呼吸も健康者の鼻には夥しく不快に感ぜられる。従つて蠅が多い。打つても打つても煩さく其周囲に集つて来る」(二十四、pp.151-152)。悪臭を発し、蠅のたかる、「衛生」という近代的制度¹³を著しく逸脱した老母の身体は、生よりも死に近い存在として「健康者」から分断されている。この家族のなかの異物、〈老いやく／病みやく身体〉というマジナルな領域の発見こそ、花袋の言う「死んだ母親に対する忌憚なき解剖」(花袋 1917=1891、p.233)¹⁴の所産であった。

ところで、このような老母の身体性には、近代家族における老いのジェンダー偏差の問題が深く関わっているように思われる。「母親は経済的にも、社会的にもまったく無力化した病人に過ぎない」(岩永 1972、p.30)ことは既に先行研究でも指摘されているが、その経済的な劣位は女性から相続権をはじめとする一切の権利を奪った明治民法に由来している。現在でも、性別分業体制に基づく女性高齢者と男性高齢者の経済格差や、「父系重視の系譜意識は、女性高齢者の家事労働も貢献して蓄積された資産を夫に帰属させ、夫亡き後は女性高齢者を素通りして子世代男性に移転させられることが多かった」(春日 2001、p.25)という事情がもたらす女性高齢者の経済的不利益は、しばしば高齢者間の格差問題の一つとして俎上に上るが、このようなジェンダー間の格差は明治民法下においては明文化された制度としてあった。仮に吉田家に残った老親が、老母ではなく、最晩年まで戸主としての既得権を行使し得た老父であったならば、繰り返し語られている長男の経済的な負担感もまた全く意味の異なるものとなっていただろう。すなわち、『生』における〈老いやく／病みやく身体〉は、女性ジェンダー化されたエイジング表象であると言える。

さて、第二十九章で老母が死去した途端、吉田家の様子は一変する。「呼吸を引取る前と引取つてからとでは人々の頭脳が著しく変つた。前には或ることの結果を急いで、早く結末を見たいといふやうな空気が漲つて居たが、さて結末が到着して見ると、今度はそれとは異つた清い美しい悲しい情が溢るゝばかりに流れ渡つたのである」(三十、pp.184-185)。そして老母の葬式や形見分け、十日祭前夜の酒宴でのお桂とお米の最後の衝突を経て、吉田家は名実共に鎌を戸主とする「家」としての調和を獲得し、兄弟はそれぞれの生活に戻る。

小説は、老母の死から二年後、吉田家の三兄弟のそれぞれの妻が集まって写真を撮り、出来上がった写真を皆で鑑賞した後、英男（孫）とともに写った老母の写真を兄弟たちが眺める場面で終わる。山田有策が指摘するとおり、「これらの写真の差異は老母に象徴される吉田家がすでに過去の旧秩序に追いやられ、三つに分裂した新しい〈家族〉の誕生を物語っている」（山田有策 1987、p.39）。ただし重要なのは、この「新しい〈家族〉の誕生」を印象付ける場面において、これまで物語の中心的要素であった〈老いゆく／病みゆく身体〉とそれを取り巻く一連のドラマが忘却されているということだ。痩せ細った体と蒼白い顔、痛みに苛立つ罵声、不快な臭気やそこに集まる蠅など、老母の存在を構成していた身体性がすべて消え去り、最愛の孫とともに写された、おそらくは修整によって美化された写真のみが残る。すなわち「新しい〈家族〉の誕生」という筋書きにおいて必要だったのは、その身体の死なのである。それは単に「旧秩序」との決別ではなく、身体の差別化、〈老い〉の差別化という、もう一つの文脈を孕んでいる。明治民法によって改めて家族のなかに囲い込まれ、家族の経済的・身体的・心理的負担を生み出す老母の〈老いゆく／病みゆく身体〉の放逐こそが、「新しい〈家族〉の誕生」の要件であった。

3. 〈老い〉とナショナリズム

ここまで、老親扶養と〈老いゆく／病みゆく身体〉へのまなざしという〈老い〉をめぐる二つの問題系に焦点化して『生』を読み直してきた。次に、これらの問題系がテクストにおいて、身体の国民化という歴史的文脈とどのように交差しているのかを検討する。

秀雄の述懐に「若い者は若い者の道を進まなければならぬ」とあったように、テクストは単に〈老いゆく／病みゆく身体〉を放逐するだけでなく、〈若さ〉という対立項を同時に生み出している。戸主の鎌が「下級官吏の生活と貧しい家の事情とが若い頃の功名の念をも銷磨し尽したといふ風」（二、p.16）であるのをはじめとして、「二十八の再婚の女」（十四、p.93）のお桂、「三十二三の髪を束ねた田舎風の女」（十五、p.94）のお米、そして「四十格好」（四、p.19）の家婢お鐵にいたるまで、すでに〈若さ〉を喪失した面々が揃う吉田家において、後者を体現しているのは「年はまだやつと十九」（四、p.27）のお梅と「立派な若い軍人姿」（二十二、p.145）の秀雄である。

お梅の〈若さ〉は、主に老母との対比のなかで強調される。それが端的に示されているのは、妊娠したお梅と老母が対座する次の箇所である。

久留米絣の单衣に赤い帯揚をして、大きな丸髷に結つた肥つた若々しい姿は、痩せ果てゝ、骨と皮とばかりになつた垂死の姿と相対して坐つた。（二十六、p.162）

銚之助の妻であるお梅は、「勝手」の用法に象徴される吉田家の家政をめぐる勢力争いとは無縁の存在として老母と良好な関係を築いてきたが、老母の態度はお梅の懷妊を機に「著しく変つた」（二十、p.136）という。実際には、お梅のモデルである花袋の妻里さの懷妊が母てつの死後であったことは周知であるが、新妻の妊娠と老母の病いを同時進行させ、両者を懷妊によって断絶することにより、女性の老若の差異を〈産む性〉を機軸として前景化する効果が生み出されている。

秀雄については、主に銚之助の視点からその「軍人姿」が印象深く語られていることに注意したい。

やがて靴の音劍の音と一緒に背の高い活潑な士官候補生の姿が顯はれる。『そら秀雄が来た、』といふ。其母親の顔には喜悦が溢れ渡つた。母親の最後の希望は此三男の勇しい軍人姿に懸けられてあるので、自ら呪ひ自ら傷けた荒涼たる生活に、糧でもあり花でもあるのは此唯一の士官候補生であつた。(二、p.10)

この直後には、「暗い家庭に居て、朝から晩まで痛い小さい衝突に神経を昂らせて、其揚句に辛い辛い机の上の煩悶、生理上の烈しい厭迫も愈々其頭脳を不健全にした」(二、p.10) という独身時代の銚之助の様子が語られ、両者は鮮明なコントラストを成している。

お梅と秀雄は、妊婦と軍人という、それぞれ時代のジェンダー規範を端的な形で表象した人物像である。第七章の秀雄に宛てた銚之助の手紙に「貴下は二十七年以後多くは軍隊生活学校生活を為したり」(p.51) とあるが、日清戦争の開戦は一八九四（明治二七）年七月、その終結は翌年四月である。第二章に「丁度其時（秀雄が士官学校を卒業した時——引用者注）日清戦後の軍備拡張で、弘前の第八師団が新設されたので、急に第三一連隊附を命ぜられた」(p.15) とあるように、秀雄の軍隊生活は日清戦争の直後に始まり、やがて日露戦争へと至るナショナリズムの高揚期に展開されたということになる。弘前での秀雄の様子は、「剣鞘を鳴らして勇ましく街頭を歩み行く青年士官の群は、渺くとも古く衰へた屋敷町の津軽少女の眼を聳たしむるに十分であつた」(七、p.53) と語られ、軍服姿が女性の羨望の的となる〈男らしさ〉の典型であることが強調されている。

一方、日清日露の対外戦争は、女性にとっては、性・生殖が人口増殖という国家政策へと回収される契機となった。藤目ゆきによれば、人口政策に関する政府の姿勢が出生増強という方向に明確に転じたのは日清戦争前後であるという（藤目 1997）。一八九九（明治三二）年に公布された、国家試験合格者にのみ営業資格を与えるとする「産婆規則」は、産婆の近代的職業としての地位を確立し、「産を共同体秩序の下から国家の管理の下へと移すことを意味していた」（藤目 1997、p.121）。さらに日露戦後、軍国主義思想に基づく堕胎の取り締まりの強化、そして衛生思想の普及と性病の取り締まりの強化により、性・生殖の国家統制が進行する。妊娠・出産という生殖行動は、こうして女性の国民化のプロセスへと再編成されていった。

このように見えてくると、小説の主な視点人物である銚之助の重層的な位相が浮かび上がる。銚之助は、一方では「看護者」として老母の〈老いゆく／病みゆく身体〉を観察しつつ、同時に自らもまた〈若い〉〈男性〉としては相対的に「不健全」な存在として副次的な位置にいる。銚之助を結節点として、テクストは、家族のなかのマージナルな領域としての〈老いゆく／病みゆく身体〉を生み出しつつ、それを身体の国民化という歴史的文脈に再配置するという、共時的・通時的な二つの方向性を内包しているのである。

さて、ここで再び「孝」の問題に戻りたい。身体の国民化という歴史的文脈に置かれたとき、老母の身体性はアンビヴァレントな意味を持ちはじめる。先に、老親扶養をめぐる法的言説において「孝」の観念が再編成されたことを確認したが、「孝」の観念は明治近代においてまず何よりも国民国家形成のプロセスにおいて再編成されたものであった。副田義也によれば、「教育勅語」（一八九〇年発布）はナショナリズム教育の思想的基盤とすべく作成されたが、そこには明治維新という社会革命を先導するための「ユートピア・イデオロギー」が提示されていた（副田 1997）。その「ユートピア」とは一君万民思想の平等主義によって特徴付けられる國体の理念であり、この思想は臣民という概念に結晶しているという。君は天皇ひとりであり、武家時代における他の君・臣・民はすべて「天皇の臣民」という範疇に一括される臣民

の概念は、従来の社会の構成原理を覆す革命的な概念であった。このとき天皇と臣民を結びつけるのは「皇恩」と「忠」の互酬関係であるが、この忠君愛国思想を国民に根付かせるためには次のような教説が求められたと副田は指摘する。

天皇と臣民の人格的結合にもとづく忠は、実質的な互酬関係の裏付けを欠いているかぎり、規範としての説得力が弱くなるのは避けがたい。これを補強するために登場するのが、家族主義的国家観であり、天皇と臣民の関係を親子の関係になぞらえ、忠と孝は一本であるとする教説であった。

(副田 1997, p.75)

副田は、家族主義的国家観や忠孝一本説は、「教育勅語」それ自体よりも、「教育勅語」発布後に多数刊行された注釈書によるところが大きいと述べ、とくに代表例として井上哲次郎『勅語衍義』を挙げている。

すなわち、老親扶養など各「家」の福祉機能を法制化する際に動員された「孝」の觀念もまた、究極的には国家への貢献、そして天皇に対する忠という意味を持つものであった。この点に鑑みたとき、先に引用した岩永の「母親は経済的にも、社会的にもまったく無力化した病人に過ぎないのに、長兄はその意を迎え、その命に従わざるを得ない。そのための自己犠牲が強いられている。／それは社会的にその職業に通じ、觀念的に「孝」によって支配されているからである」(岩永 1969, p.30) という指摘は、重要な意味を帯びてくる。女性の〈老いゆく／病みゆく身体〉は家族内において周縁化されているが同時に、親／子＝天皇／臣民という家族主義的国家観のレトリックが機能している限り、その身体は臣民が「忠孝」を尽くすべき唯一の君・天皇のアナロジーでもあるのだ。

平岡敏夫は『生』の執筆時期と作品内時間の時差の問題に触れ、「(日露戦後の一引用者注) 個人の孤立・不安、あるいは「……自由を希う本然の要求や我執」が深ければ深いほど、より切実に家・家庭、すなわち「骨肉の絆に結ばれた底深い愛執」は蘇らざるをえないという構造」(平岡 1985, p.216) を指摘したが、一八九九(明治三二)年から一九〇八(明治四一)年の間の家族像の変容が単に封建的な「家」の解体ではなく、後の資本主義の発展を支えるイデオロギーの再編であったことは既に述べた。この間に起きた変化はそれだけではない。秀雄やお梅の身体に刻印された軍国主義や性・生殖の国家統制といった問題系は、いずれも作品内時間においては萌芽と呼ぶべき段階にあったものが、日露戦後に強化された国家政策である。このナショナリズムの高揚期においては、〈母〉の〈老いゆく／病みゆく身体〉のアンビヴァレンスはより一層強度を増すことになる。それは、一方では、もはや性・生殖の場で国家に貢献することのできなくなった不要物であり、家族内においてもなんら実権を持たない無力なものであるが、他方、家族主義的国家観においては国家の精神的支柱であるところの「孝」の対象でもある。女性のエイジングをめぐるこのような時代状況があればこそ、自分たち兄弟を女手一つで育て上げてくれた母への恩義に涙しつつ、一方でその死を願う銚之助の葛藤は、「たゞ見たまゝ聴いたまゝ触れたまゝ」と宣言するに相応しいリアリティを備えたのだと言えよう。

世紀の転換期における身体のカテゴリー化というドラマを包含するこのテクストは、こうした歴史の必然性をもって、花袋の老母の死から一〇年の後に生み出された。

(くらた・ようこ／お茶の水女子大学大学院人間文化研究科国際日本学専攻博士後期課程3年、
日本学術振興会特別研究員(21COE))
掲載決定日：2007（平成19年）12月12日

注

- 1 たとえば金子明雄「小栗風葉『青春』と明治三〇年代の小説受容の〈場〉—『早稻田文学』の世評言説を中心にして」(金子 2004) は、島崎藤村『破戒』受容の場において初めて「人間生活の奥の自然」という表面的な事実の奥に隠された真実を表象することが新しい評価基準の軸に設定され、「三〇年代初期からの連續性を保ったニーチェ主義を背景とする自然主義とは別の、全く新しい自然主義を括り出す理論的な下地ができる」と指摘している。
- 2 『生』の老母のモデルと目される花袋の母てつが病死したのは一八九九(明治三二)年八月一九日であり、作品内時間はこの前後と目されている。
- 3 「病人」という言葉は小説全体で計七五回登場するが、鎌の最初の妻についての「常に病人のやうに蒼い顔をして居た」(十一、79頁)という箇所は数から省いた。
- 4 田中保隆「『生』『妻』『縁』」(『明治大正文学研究』一九五九・七)。田中が指摘するとおり、第二十三章には「主人は費用の多くかかる上に、眼に見えて居る葬式の金の出所に就て日夜苦労した」(二十三、149頁)として長男の経済的負担が明示されている。
- 5 民法典論争における扶養権利義務をめぐる議論についての記述は、星野 1943、小野 1978-1981、白石 1980などを参照した。
- 6 引用は、星野 1943、p.470。
- 7 引用は、星野 1943、pp.530-531。
- 8 星野通は、一八九二(明治二五)年初めから同年五月までを民法典論争の「後期」とし、この時期の論文を「両派の争ひその頂点に達した当時の論文であり、いづれも論争の激烈さを物語るもの」(星野 1943、p.4)と述べている。
- 9 新民法の財産編は一八九四(明治二七)年四月二七日公布、一八九八(明治三一)年七月一六日施行、親族・相続編は一八九八(明治三一)年六月二一日公布、翌年七月一六日施行。
- 10 引用は『日本近代文学大系 北村透谷・徳富蘆花集』(1972、p.272)による。
- 11 五井信が指摘するとおり、『生』前半部は「形式上は〈三人称〉であるにも関わらず非常に〈一人称〉的構造」(五井 1992、p.25)であり、またしばしば一人称とも取れる語りが挿入される。
- 12 なお、秀雄については、渡辺和雄の「家に明るさを持ち込んでいる。それは、作品全体の暗さに対してある存在と言つてよい」(渡辺 1986、p.161)という指摘がある。
- 13 「衛生」観念については、阿部 2002 参照。
- 14 田山花袋「『生』を書いた時分」『東京の三十年』(1917 = 1981)。

[付記] 本稿は、平成19年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

参考文献

- 秋山 駿「文学の葉脈（1）～（7）」『新潮』第100巻7号-第101巻3号（2003-2004）。
- 阿部安成「養生から衛生へ」『岩波講座 近代日本の文化史4 感性の近代』岩波書店、2002年。
- 池上研司「新聞小説『生』の読者と田山花袋」『二松学舎大学人文論叢』第21集（1982）：pp.10-19。
- 猪野謙二「『生』を支えるもの」『日本近代文学』第2集（1965）：pp.74-83。
——『明治文学史 下』講談社、1985年。
- 岩永 肥「自然主義の成立と展開」『講座 日本文学10』三省堂、1969年。
——『自然主義の成立と展開』審美社、1972年。
- 生方智子「プロットと〈欲望〉のパラダイム——田山花袋『蒲団』における「事件」をめぐる語り」『日本近代文学』第64集（2001）：pp.15-28。
——「心理を描写する——『蒲団』における観察の技法」『成城国文学』第17号（2001）pp.1-12。
- 榎本隆司「『生』」『日本近代文学』第2集（1965）：pp.83-92。
- 大久保典夫「花袋『生』と泡鳴」『日本近代文学』第2集（1965）：pp.92-99。

- 大杉重男「描写・写生文・美文——田山花袋「描写論」の盲目と明視」『論樹』第9号（1995）：pp.17-28。
- 大竹秀男「江戸時代の老人觀と老後觀——老人扶養の問題を主として」利谷信義・大藤修・清水浩昭編『シリーズ家族史5 老いの比較家族史』三省堂、1980年。
- 尾形明子『田山花袋というカオス』沖積舎、1999年。
- 小野義美「近代日本における私的扶養の法構造（一）」『宮崎大学教育学部紀要』第44号（1978）：pp.25-38。
- 「近代日本における私的扶養の法構造（二）」『宮崎大学教育学部紀要』第47号（1980）：pp.75-88。
- 「近代日本における私的扶養の法構造（三）」『宮崎大学教育学部紀要』第49号（1981）：pp.43-64。
- 春日キヌヨ『介護問題の社会学』岩波書店、2001年。
- 片岡良一「田山花袋——「田舎教師」と「生」」『現代日本小説体系11』河出書房、1950年。
- 『片岡良一著作集 第七卷』中央公論社、1979年。
- 片上天弦「七作家最近的印象」『趣味』第3巻第10号（1908）：pp.61-68。
- 加藤秀爾「田山花袋『生』『妻』『縁』『解釈と鑑賞』第57巻第4号（1992）：pp.133-139。
- 金子明雄「小栗風葉『青春』と明治三〇年代の小説受容の〈場〉——『早稻田文学』の世評言説を中心に」金子明雄・高橋修・吉田司雄編『ディスクールの帝国——明治三〇年代の文学研究』新曜社、2004年。
- 川上美那子「自然主義小説の表現構造——田山花袋・「重右衛門の最後」から「生」へ」東京都立大学人文学部『人文学報』第207号（1989）：pp.41-63。
- 岸 規子「写生文を巡る一考察」『芸術至上主義文芸』第25号（1999）：pp.165-176。
- 五井 信「『生』の語りの分析—〈人称〉をめぐって—」『花袋研究会会誌』第10号（1992）：pp.21-29。
- 五島慶一「『生』の人々—〈家庭〉生成の過程」『藝文研究』第79巻（2000）：pp.24-42。
- 佐々木啓「『生』の改変に関する一考察」『青山語文』第26号（1996）：pp.176-188。
- 白石玲子「近代日本の家族法・家族政策における老人の位置」利谷信義・大藤修・清水浩昭編『シリーズ家族史5 老いの比較家族史』三省堂、1980年。
- 相馬庸郎「田山花袋の『芸術』と『実行』」『國文學』第5号第11巻（1960）：pp.76-81。
- 副田義也『教育勅語の社会史——ナショナリズムの創出と挫折』有信堂高文社、1997年。
- 高橋広満「『事実』と『境界』—『遠野物語』『夢十夜』『生』など』『日本近代文学』第53集（1995）：pp.26-40。
- 滝藤満義「『生』—花袋における「家」と文学」千葉大学大学院社会科学研究科研究プロジェクト報告書『日本近代文学と家族』第2集（2001）：pp.1-14。
- 田中保隆「『生』『妻』『縁』」『明治大正文学研究』第17号（1955）：pp.61-68。
- 田山花袋「『生』に於ける試み」『早稻田文学』九月号（1908）：pp.31-37。
- 『東京の三十年』博文館、1917年=岩波文庫、1981年。
- 「『生』『定本 花袋全集 第一巻』臨川書店、1993年。
- 寺本喜徳「田山花袋の描写論における写生文の評価と写生の位置づけをめぐって」『松江工業高専紀要（人文・社会編）』第14号（1979）：pp.1-19。
- 徳田秋声「近時の新聞小説」『趣味』第2巻第9号（1907）：pp.25-31。
- 徳富蘆花「不如帰」『日本近代文学大系 北村透谷・徳富蘆花集』角川書店、1972年。
- 富山都志「『生』の一考察」『武庫川国文』第6号（1974）：pp.132-137。
- 平岡敏夫『日露戦争後文学の研究 下巻』有精堂出版、1985年。
- 藤目ゆき『性の歴史学——公娼制度・堕胎罪体制から壳春防止法・優生保護法体制へ』不二出版、1997年。
- 星野 通『明治民法編纂史研究』ダイヤモンド社、1943年。
- 堀井哲夫「『生』とその前後」京都大学文学部『国語国文』第45巻第3号（1976）：pp.38-52。
- 宮内俊介「田山花袋・『生』覚書」『近代文学論集』第4号（1981）：pp.51-65。
- 宮沢 剛「明治末期における近代小説の表現様式—『生』を中心に」『学習院大学人文科学論集』Vol.4（1995）：明治文化資料叢書刊行会編『明治文化資料叢書第三巻 法律篇 下』風間書房、1960年。pp.55-75。
- 山田輝彦「近代化と『家』——花袋・鷗外・漱石の場合」『九州大学紀要』第26巻第1号（2000）：pp.161-175。
- 山田有策「家族の発生——田山花袋『生』をめぐって」佐藤泰正編『文学における家族』笠間書院、1987年。

山脇貞司「高齢者介護と扶養法理」石川恒夫ほか編『高齢者介護と家族——民法と社会保障法の接点』信山社、1997年。
和田謹吾「平面描写論の周辺」『国語と国文学』469号（1963）：pp.10-19。
渡辺和雄「『生』についての一考察—採り上げられた家についての私論—」紅野敏郎編『論考 田山花袋』桜楓社、
1986年。